

洲本市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

1 目的

洲本市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）は、洲本市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅の耐震化を一層促進することを目的に策定する。

2 位置付け

アクションプログラムは、洲本市耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅の耐震化を一層促進するために策定し、同計画の改定時に同計画に位置付けるものとする。

3 取組期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7
アクションプログラム	策定					
普及啓発等の取組		毎年度、取組の進捗状況を把握・検証・公表				

4 対象区域及び対象住宅

（1）対象区域 市内全域

（2）対象住宅 昭和56年5月以前に建築された住宅

5 耐震化を促進するための普及啓発等の取組

（1）全市（町）民に対する普及・啓発

- ・住民説明会、相談会の開催
- ・広報誌、ホームページ、回覧板等による周知
- ・住宅耐震啓発パンフレットの配布

（2）住宅所有者に対する取組

- ・戸別訪問、ダイレクトメール等による働きかけ
- ・耐震化の必要性・補助制度を紹介するリーフレット等のポスティング

（3）耐震診断を実施した住宅所有者に対する取組

- ・耐震診断を実施した住民へのヒアリング（電話等）

（4）改修事業者等に係る取組

- ・関係団体と連携した耐震改修業者向けの技術講習会の実施
- ・登録住宅改修業者※等の情報の住宅所有者への提供

※兵庫県の住宅改修事業の適正化に関する条例に基づき、知事に登録された住宅改修業者

6 実績の公表

毎年度、支援目標を設定するとともに、診断実績・改修実績・戸別訪問等の実施及び達成の状況をとりまとめて検証し、ホームページで公表する。